

平成19年度 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）産地づくり計画書

あまそだち水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

津島市西部地区（あいち海部農業協同組合管轄内）及び愛西市とする。

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等

（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）

8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

津島市、愛西市及び関係機関・団体等と連携し、認定生産調整方針に参加する農業者から提出のあった水稻生産実施計画書に基づき、現地確認及び水稻共済との突合により主食用等水稻作付状況等を把握する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局（消費・安全部地域第4課）から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

・同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を助成の対象とする。

(6) その他の共通事項

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			活 用 額					
			都道府県協議会からの配分額	産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
					稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金			106,663,000	106,663,000				
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0			
		担い手集積加算事業分	0			0		
	基本部分		9,968,000		0		9,968,000	0
	担い手集積加算		1,425,000			1,425,000		0
	計		118,056,000	106,663,000	0	1,425,000	9,968,000	0

(注) 1 活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

2 「都道府県協議会からの配分額」の欄のうちの「基本部分」は都道府県協議会から配分された稲作構造改革促進事業の「一般部分と配慮分」の合計額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：円)

用途の分類記号番号	助成金の用途の名称	活 用 額				計	支払時期	備考	
		産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業				担い手集積加算事業
			基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額					
7-1-1	【軽質作物の作付に助成】 ビジョンに明確化された担い手が取り組む麦、大豆転作栽培助成	76,610,000	0	0		76,610,000	3月		
3-1-1	【軽質作物の作付に助成】 特産物（振興作物）栽培助成	15,000,000	0	0		15,000,000	3月		
1-2-2	【米に助成】 加工用米への助成	10,500,000	0	0		10,500,000	3月		
4-3-3	【農地の流動化に助成】 担い手への利用権設定助成	1,575,000	0	1,425,000		3,000,000	3月		
D-2-2	【特別栽培米への助成】	500,000	0	0		500,000	3月		

2-8-3	【販売促進活動に助成】 あまそだち米の消費拡大・販売促進活動事業	1,000,000	0	0			1,000,000	3月	
3-C-3	【地域協議会が行う研修・講習会等経費】 新規転作物実証事業	400,000	0	0			400,000	3月	
7-D-3	【協議会運営費】 協議会運営費	1,078,000	0	0			1,078,000	5月	
	米価下落等の補てん (基本部分)				9,968,000		9,968,000	3月	
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)						0	0	
	計	106,663,000	0	1,425,000	9,968,000	0	118,056,000		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)						0	0	

- (注) 1 助成金の使途の名称の欄は、各使途ごとに記入すること。
2 米価下落等の補てん(担い手集積加算)の(前年度分)の欄は、当年度が2年かけて集積する際の2年目に該当する場合に、1年目の未払い分を記入すること。
3 活用額の欄は、各助成金の使途ごとの見込額を記入し、備考欄にその積算内訳を記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	【転作作物の作付に助成】 ビジョンに明確化された担い手が取り組む麦、大豆転作栽培助成
使途の分類(記号番号)	7 - 1 - 1
具体的内容 [支出の項目]	ビジョンに明確化された担い手に麦、大豆の全作業を委託した場合、作付けした水田に対して一律の助成を行い、1ほ場1年1回限りの交付とする。ただし、国が定める助成の対象となり得る水田等(以下「助成水田」という。)に作付けしたものに限る。
効果	担い手を中心とした麦、大豆栽培の推進と、担い手に対して作業受委託または利用権設定することにより、経営規模の拡大と安定的な農業経営につながり水田農業構造改革に資する。 また、まとまったほ場で計画的に生産することにより、米の生産調整及び高品質で低コストな麦、大豆生産につながる。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 ビジョンに明確化された担い手に麦、大豆の全作業を委託した農家又は担い手本人であり、次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。))以下「農業者等」という。) 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。))第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 <p>対象作物 対象とする作物は、麦及び大豆とする。また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>助成水田 作物が作付けられていない期間であっても、常に農地として良好な</p>

	<p>状態で管理されており、かつ、国が定める水田（水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第4の2の規定に基づく水田。）を助成水田とする。</p> <p>転作要件 当該水田において、水稲の作付けが行われていないこと。</p> <p>その他の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビジョンに明確化された担い手に麦、大豆の全作業を委託するものとする。なお、「全作業委託」とは、次に掲げる4つの区分の作業からそれぞれ1つ以上の作業をすべて委託するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 耕起、整地 播種 収穫 乾燥、調整、出荷 <p>なお、担い手が の作業を行った麦、大豆について共同乾燥調整施設に の作業を再委託した場合、 の作業は、担い手が行った作業とみなす。</p> 2. 同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。 3. 当該年度に水稲の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦大豆の作付けにあたり、土壌改良材を使用した水田に限る。
<p>確認方法</p>	<p>集荷円滑化対策に係る抛出 東海農政局（消費安全部地域第四課）から提供された情報 助成水田 水田台帳、過去の生産調整実績等 （畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。） 8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。 協議会をまたがって耕作している者の取扱い 申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。</p> <p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理、水稲の作付けが行われていないこと 現地確認（確認日：麦転作の確認は5月1日、大豆転作の確認は10月1日、水稲の作付けが行われていないことの確認は8月1日） その他 ・ 全作業受委託等の場合、受委託契約書の写し。 ・ 担い手のビジョンへの明確化については、地域水田農業ビジョン。 ・ 作業日誌</p>
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>麦、大豆作物作付（1ほ場1年1作） 47,000円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回る事が明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>

助成金の使途の名称	【転作作物の作付に助成】 特産物（振興作物）栽培助成
使途の分類（記号番号）	3 - 1 - 1
具体的内容 [支出の項目]	津島市西部・愛西市地域（以下「本地域」という。）の特産物であるレンコンの栽培を実施した場合、作付けした水田に対して一律の助成を行う。ただし、国が定める助成の対象となり得る水田等（以下「助成水田」という。）に作付けしたものに限る。
効果	<p>本地域のレンコンは全国的に有名な特産物であり、地域水田農業ビジョンにも振興作物として位置づけられる重要な転作作物である。今後もレンコンの生産を推進することで、米の生産調整に資する。</p> <p>また、本地域は海拔ゼロメートル地域であるため、土地利用型作物の栽培に不利である水田等に対し、レンコンの栽培を推進することで、効率的な土地利用が図られ、水田を活用した産地づくりの推進に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認められた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 実施要領第4の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は全作業受託等により特産物（振興作物）栽培に係る作業を実施している実際の耕作者。なお、実際の耕作者に助成する場合は、次のア及びイをすべて満たすこととする。 <p>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</p> <p>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っ</p>

	<p>ていること。 対象作物 対象とする作物は、レンコンとする。 助成水田 作物が作付けられていない期間であっても、常に農地として良好な状態で管理されており、かつ、国が定める水田（水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第4の2の規定に基づく水田。）を助成水田とする。 転作要件 当該水田において、水稻の作付けが行われていないこと。 その他の要件 ・ 当該年度にレンコンが作付けされていること。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。</p>
<p>確認方法</p>	<p>集荷円滑化対策に係る拋出 東海農政局（消費安全部地域第四課）から提供された情報 助成水田 実際の耕作者と権原を有する農業者が異なる場合については、双方からの聞き取り及び現地確認を行う。 水田台帳、過去の生産調整実績等 （畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。） 8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。 協議会をまたがって耕作している者の取扱い 申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。 作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないこと 現地確認（確認日：8月1日）</p>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>レンコン 12,000円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。 (ただし、担い手集積加算からの活用額分を除く) また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。 なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。 調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>

助成金の使途の名称	【米に助成】 加工用米への助成
使途の分類（記号番号）	1 - 2 - 2
具体的内容 [支出の項目]	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取り組みを行う農業者等に対して助成を行う。
効果	<p>本地域は水田地帯であり、加工用米に対する取り組みは、米の生産調整を推進する上で特に有効であるため。</p> <p>また、加工用米による生産調整を行うことで効果的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持されて、地域の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 <p>その他の要件 加工用米需要者団体等に対し、加工用米流通契約に基づき売り渡される米であること。</p>
確認方法	<p>集荷円滑化対策に係る拠出 東海農政局（消費安全部地域第四課）から提供された情報 加工用米の確認 農協から提供を受けた情報（加工用米売渡等数量一覧表）</p>

<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>加工用米への助成 1 , 5 0 0 円 / 俵 (6 0 k g)</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回る ことが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。 (ただし、担い手集積加算からの活用額分を除く)</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することが できる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受け た額) / 実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>

助成金の使途の名称	【農地の流動化に助成】 担い手への利用権設定助成（産地づくり特別加算事業分）
使途の分類（記号番号）	4 - 3 - 3
具体的内容 [支出の項目]	本協議会の地域水田農業ビジョンで定めた担い手に2年以上の利用権設定の契約を行った地権者に対して契約面積に応じた助成を行う。
効果	<p>利用権設定を行った地権者に助成することで、担い手に地域の水田を集積しやすい環境を整備し、担い手の育成とともに水田農業の構造改革の推進に資する。</p> <p>さらに、地域の耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持されて、地域の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認められた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 本協議会の地域水田農業ビジョンに掲げる担い手に利用権の移転を行う移転元の地権者 <p>対象水田 協議会管内に属する水田で国が定める助成水田。 出作水田の取り扱い 協議会管内に居住する農業者が所有する協議会管内以外の水田については対象水田とならない。 入作水田の取り扱い 協議会管内以外に居住する農業者が所有する協議会管内の水田については対象水田とならない。 その他の要件 当該年度の8月1日から11月30日までの間で2年以上の利用権設</p>

	定した契約ものに限る。(当該利用権の解約等を行った場合、地権者は発生後速やかに地域協議会へ助成金を返還するものとする。)
確認方法	集荷円滑化対策に係る拋出 東海農政局(消費安全部地域第四課)から提供された情報 その他の要件 利用権設定に係る契約書の写し及び公告の写し 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リスト
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	利用権設定した地権者への助成 10,000円/10a
単価調整の方法	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回る事が明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。(ただし、担い手集積加算からの活用額分については、「転作物物の作付に助成 ビジョンに明確化された担い手が取り組む麦、大豆転作栽培助成」及び「特別栽培米への助成」に限る)</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>

助成金の使途の名称	【特別栽培米への助成】
使途の分類（記号番号）	D - 2 - 2
具体的内容 [支出の項目]	食の安全・安心に消費者の関心が高まる中、売れる米作りを推進するため、減農薬や有機肥料栽培による食味が良く健康に良い米の生産を進める担い手に助成する。
効果	地域における特色ある米づくりの取り組みを推進し、多様な消費者ニーズに対応した米生産を促進する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 本協議会の地域水田農業ビジョンに掲げる担い手 <p>対象米穀 対象とする米穀は、特別栽培米として販売していること 特別栽培米としての管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 農協の特別栽培米指針に基づいて栽培されていること 栽培日誌及び生産履歴が明確であること <p>協議会をまたがって耕作している者の取扱い 申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するもの</p>
確認方法	<p>集荷円滑化対策に係る拠出 東海農政局（消費安全部地域第四課）から提供された情報 減収分の確認 慣行栽培に比べて減収したことを確認する為、農協から提供された特別栽培米の単収（出荷数量 / 栽培契約書に記載された契約面積）と農業共済組合から提供された単収の差を比較して減収分を判定する。 その他の要件</p>

	<p>地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リスト 収穫終了前に提出する生産履歴 特別栽培米としての販売したことを証明するもの</p>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>特別栽培米 500円 / 1俵</p> <p>(慣行の除草コスト - 特別栽培の除草コスト) / 8俵 (10a当り) = 500円 6,500円 10,500円</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回るこ とが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。 また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。 なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受け た額) / 実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>

助成金の使途の名称	【販売促進活動に助成】 あまそだち米の消費拡大、販売促進活動事業
使途の分類（記号番号）	2 - 8 - 3
具体的内容 [支出の項目]	本地域で栽培される米を「あまそだち米」とし、産地のブランド化を進めるために、協議会自らが行う消費拡大、販売促進及び研究・調査等の活動に要する経費に対して助成を行う。
効果	米の消費拡大を積極的に進めることにより、地域水田の特性を生かした作物の産地づくりを図る。また、将来的に特産化を目指すことで、多様な需要に応じた生産・販売計画が推進される。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った活動に対して支払いを行う。 あまそだち米の消費拡大、販売促進：無料配布用、広告宣伝等 旅費：PR活動に要する交通費等 事務等経費 印刷製本費：無料配布資料 消耗品費：無料配布するあまそだち米及び米粉パン原料費 あまそだち米研究・調査費：米粉を利用したパン等の研究・調査 委託費：パン業者への製粉
確認方法	旅費：出張命令票、復命書、領収書、出席者名簿 事務等経費 印刷製本費：領収書 消耗品費：領収書 委託費：委託契約書 その他 あまそだち米の消費拡大、販売促進活動事業計画書・実績書 米粉パンの試食アンケート結果
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	(消費拡大) 旅費：PR活動に要する交通費等 2,000 円 × 5 人 × 2 回 = 20,000 円 事務等経費 印刷製本費：チラシ・ポスター等PR資料の作成配付 180,000 円 あまそだち米 200 円 × 9,000 枚 = 180,000 円 消耗品費：無料配布用米 400 円 × 2,000 袋 (1kg) = 800,000 円 委託費：米粉パン製粉費 1 小学校 300,000 円 × 2 回 = 600,000 円
単価調整の方法	ただし、予算に過不足が生じた場合は、予算内流用ができるものとする。なお、当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体の助成金により不足分を補う。

助成金の使途の名称	【地域協議会が行う研修・講習会等経費】 新規転作作物実証事業
使途の分類（記号番号）	3 - C - 3
具体的内容 [支出の項目]	新規転作作物（マコモタケ）を導入するにあたり、協議会自らが行う研究・調査等の活動に要する経費に対して助成を行う。
効果	新規転作作物を積極的に導入していくことにより、地域水田の特性を生かした作物の産地づくりを図る。また、将来的に特産化を目指すことで、作付面積が拡大し、米の生産調整が推進される。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った活動に対して支払いを行う。 新規転作作物実証圃 謝金：先進地事例視察における謝礼 旅費：燃料費、交通費、宿泊費等 事務等経費 消耗品費：栽培研修会の資料代や試食会における調理・食材費等 試験・展示圃における燃料費、新規転作作物を試験的に導入するための種苗代、試験・展示圃における肥料・農薬代 印刷製本費：推進パンフレット
確認方法	謝金：領収書 旅費：出張命令票、復命書、領収書 事務等経費 印刷製本費：会議開催通知、領収書 消耗品費：領収書 その他 新規転作作物実証事業計画書・実績書、栽培管理記録簿
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	謝金：先進地事例視察における謝礼 10,000 円 旅費：燃料費、交通費等 29,000 円 宿泊費 13,000 円×7 人=91,000 円 印刷製本費：栽培研修会の資料代 200 円×50 人=10,000 円 消耗品費：マコモ苗 1,050 円×20 株=21,000 円 ダンボール箱 150 円×1,000 個=150,000 円 紙マルチ 5,000 円×10 本=50,000 円 燃料費、肥料、農薬代等 20,000 円 試食会に係る会議費用等（副素材、調味料等） 19,000 円
単価調整の方法	ただし、予算に過不足が生じた場合は、予算内流用ができるものとする。なお、当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体の助成金により不足分を補う。

助成金の使途の名称	【協議会運営費】 協議会運営費
使途の分類（記号番号）	7 - D - 3
具体的内容 [支出の項目]	事業推進のための打ち合わせ、説明会、協議会の開催。 営農計画書の作成、配布、入力等の処理。 転作の現地確認及び書類による確認。 産地づくり交付金等の交付申請及び農業者等への送金等の事務。 以上、協議会の運営を行うのに必要な経費に対して助成を行う。
効果	協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理の効率的な協議会運営の執行が図られる。また、協議会の運営が円滑に行われることにより、水田農業構造改革が推進される。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った事務に対して支払いを行う。 旅費：会議の出席及び視察・研修等協議会の活動に係る旅費、助成要件の確認に係る旅費 事務等経費 消耗品費：協議会の運営に係る事務用品費 印刷製本費：推進資料等の作成印刷費 会議費：協議会開催時における茶代・菓子代等 通信運搬費：郵便代
確認方法	旅費：出張命令票、復命書、領収書 事務等経費 消耗品費：請求書、領収書 印刷製本費：請求書、領収書、成果品 会議費：会議開催通知、出席者名簿、請求書、領収書 通信運搬費：請求書、領収書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	旅費：会議の出席、視察・研修、助成要件の確認に係る費用 2,000 円 × 15 回 = 30,000 円 事務等経費 消耗品費：水田情報管理システムプログラム 70,000 円 協議会の運営に係る一般事務用品 716,000 円 (パソコン等備品購入を含む) 印刷製本費：品目横断的経営安定対策推進資料等の作成 50 円 × 5,000 部 × 1 回 = 250,000 円 会議費：協議会開催等における茶代 200 円 × 30 人 × 2 回 = 12,000 円
単価調整の方法	ただし、予算に過不足が生じた場合は、予算内流用ができるものとする。なお、当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体の助成金により不足分を補う。

(注) 1 「(3)の(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。

2 使途の分類の欄は、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類の記号番号で区別される内容が含まれる場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。

3 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する費用か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明確にすること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意

すること。

- 4 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
- (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
 - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか

といった観点から記入すること。

また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうか明確に記入すること。

- 5 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。

- 6 []は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。

- 7 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(2)使途ごとの活用計画」及び「(3)産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落等の補てん
助成要件	<p>助成対象者 共通事項の(3)(4)の共通事項に記載されている助成対象者で、本年産の米穀の作付けを行っている者のうち、品目横断的経営安定対策加入者を除いた者</p> <p>助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の対象者が、作付け確定面積の範囲内で主食用水稻の作付けを行った水田。</p>
確認方法	<p>助成対象者 共通事項の(3)及び(4)により確認 助成対象者が品目横断的経営安定対策に加入していないことを確認する為、東海農政局消費安全部地域第四課より情報の提供を受けて確認する。</p> <p>助成対象水田 共通事項(2)助成の対象となり得る水田により確認</p>
助成水準	<p>水稻作付け面積10a当り 1,800円</p> <p>(活用額 9,968,000 / 51,186.1a = 1,947.4円)</p>
基準収入及び 当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3</p>

	<p>銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	$(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$ が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「 $(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$ 」が補てん単価 営農計画書に記載された主食用水稲作付面積に10a当りの補てん単価を乗じることにより算出する。
単価調整の方法	本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う 調整後の単価 = 調整前の単価 × { 当初の助成水準の設定の際に推定した面積/営農計画書よる申請面積 }

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の用途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(注) 「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」

の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び 用途の名称	作目等区分	員 数	単 価	金 額 (円)	備 考
1 大幅な超過達成 に関する用途	——	——	——	——	
2 地域振興作物の 振興に関する用途	花ハス	20.0ha	12,000 円 / 10a	2,400,000 円	
3 その他意欲的な 生産調整に関する 用途	加工用米	7,000 俵	1,000 円 / 60kg	7,000,000 円	
	合 計	——	——	9,400,000 円	

(注) 1 員数の欄には、金額を算出する元となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

2 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	地域振興作物の振興に関する用途
作物等区分	花ハス
具体的内容	当該年度において水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取り組みを行う農業者等に対して助成を行う。
効果	本地域の花ハスは全国的に有名な特産物であり、地域水田農業ビジョンにも振興作物として位置づけており、花ハスの生産・販売を振興することにより、需要に応じた生産の拡大を図り、農業者等の経営改善に資することができる。
助成の要件	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認められた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号。以下、「実施要領」という。）第5の（2）で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者又は全作業受託等によりいちごに係る作業を実施している実際の耕作を行っている農業者等。 ・ 実際の耕作者は次に掲げる全てを満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けていること。 ・ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。

	<p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に水稻の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けられており、通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 本助成金は、地域協議会助成事業の交付金の交付対象となった水田において、地域特例作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付できるものとする。
<p>確認方法</p>	<p>集荷円滑化対策に係る抛出 東海農政局（消費安全部地域第四課）から提供された情報 助成水田 水田台帳、過去の生産調整実績等 （畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。） 8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。 作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないこと 現地確認（確認日：8月1日）</p>
<p>助成水準 （助成額の算定方法）</p>	<p>10a当り12,000円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 40,000千円 / 交付申請額の合計額 × 12,000円</p>

使途の名称	その他意欲的な生産調整に関する使途
作物等区分	加工用米
具体的内容	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取り組みを行う農業者等に対して助成を行う。
効果	本地域は水田地帯であり、加工用米に対する取り組みは、米の生産調整を推進する上で特に有効であるため。
助成の要件	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認められた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあつては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工用米需要者団体等に対し、加工用米流通契約に基づき売り渡される米であること。 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）本体分と重複交付する。
確認方法	集荷円滑化対策に係る拠出 東海農政局（消費安全部地域第四課）から提供された情報 加工用米の確認 加工用米流通契約に基づく出荷状況
助成水準 （助成額の算定方法）	玄米60kg当り1,000円以内

単価調整の方法	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p style="text-align: center;">調整後の助成単価 $= 40,000 \text{ 千円} / \text{交付申請額の合計額} \times 1,000 \text{ 円}$</p>
---------	--

記入上の注意

- 1 「(1)総括表」の「1 大幅な超過達成に関する使途」及び「3 その他意欲的な生産調整に関する使途」の区分及び使途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画の使途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 2 「(1)総括表」の活用の区分の「2 地域振興作物に関する使途」を選択する場合において、作物等区分の欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 3 新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとに地域特例作物を複数選択した場合は、作物等区分の欄には作物名とともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 4 新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の使途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 5 「(2)使途ごとの内容」は、「(1)総括表」の使途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 6 効果の欄は、当該使途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会(3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに)における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
津島市(西部地区)	1,016	1,016
愛西市	6,469	6,469
合 計	7,485	

(注)1 単位は、市町村が第三者機関的組織に提供した需要量の情報の単位とすること。

2 都道府県から市町村への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(1)の工に定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。

3 市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(2)のアに定める第三者機関的組織別の需要量に関する情報を記入すること。

4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(2)のウの規定に基づき、市町村長が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
7,485	7,485	

(注) 1 単位は、第三者機関的組織が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。

2 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(2)のAにより、市町村長から情報提供を受けた第三者機関的組織を区域とする地域別の需要量に関する第三者機関的組織の情報を記入すること。

3 第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(3)のAにより算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。

4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(3)のイの規定に基づき、第三者機関的組織が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。